

○任意の運転適性検査に関する規程

(平成 12 年 3 月 21 日警察訓令第 11 号)

改正 平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号 平成 21 年 5 月 21 日警察訓令第 18 号
平成 29 年 3 月 2 日警察訓令第 10 号 令和 2 年 3 月 31 日警察訓令第 16 号
令和 5 年 2 月 3 日警察訓令第 9 号 令和 5 年 8 月 25 日警察訓令第 45 号
令和 5 年 10 月 12 日警察訓令第 55 号 令和 6 年 2 月 16 日警察訓令第 5 号

任意の運転適性検査に関する規程を次のように定める。

任意の運転適性検査に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、運転適性検査を受けようとする者に対して行う運転適性検査(以下「任意の運転適性検査」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(適性検査所の業務)

第 2 条 任意の運転適性検査は、臨時適性検査等に関する規程(平成 12 年岡山県公安委員会規程第 2 号)第 2 条に規定する岡山県運転適性検査所において行うものとし、同所は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 運転適性検査に関すること。
- (2) 安全運転相談に関すること。
- (3) 運転適性検査の結果に基づく、運転者、雇用者等の指導に関すること。

(対象者)

第 3 条 任意の運転適性検査は、次の各号に掲げる者に対して実施するものとする。

- (1) 自己の運転適性について相談のあった者で運転適性検査を受けようとする者(運転免許を受けようとする者を含み、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 37 条の 7 第 1 号に規定する場合を除く。)
- (2) 雇用者等から指導されて運転適性検査を受けようとする従業員等

(手続)

第 4 条 警察署長並びに交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)、交通部運転管理課長、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)は、前条各号に掲げる者から運転適性検査依頼書(様式第 1 号)を提出させ、速やかに警察本部長に進達するものとする。

2 警察署長等は、運転適性検査依頼書の受理に当たっては、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成 12 年岡山県条例第 72 号)第 2 条の規定により、手数料を徴収するものとする。ただし、第 3 条各号に掲げる者が岡山県警察関係手数料徴収条例第 5 条第 1 項第 6 号の規定に該当する者であるときは、運転適性検査手数料免除申請書(様式第 2 号)を提出させ、運転免許課長に送付するものとする。

- 3 運転免許課長は、手数料を免除することが相当と認めるときは、手数料を免除することができる。

(検査の実施)

第5条 運転免許課長は、第3条各号に掲げる者の希望により、次の各号に掲げる運転適性検査を実施するものとする。

- (1) 用紙による運転心理適性精密検査(科警研編運転適性検査(73-1)又はこれと同等以上のものを使用)
 - (2) 用紙による運転心理適性簡易検査(科警研編運転適性検査(73-2)又はこれと同等以上のものを使用)
 - (3) 運転適性検査装置による運転性向検査(警察庁方式CRT運転適性検査機又はこれと同等以上のものを使用)
 - (4) 模擬運転装置による運転技能検査
- 2 運転免許課長は、前項第3号に掲げる検査について、警察本部長が委託した団体の職員で、別に定める運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた者に行わせることができる。
- 3 運転免許課長は、第1項各号に掲げる運転適性検査の結果を同検査を受けた者に通知し、安全運転に関する指導等を行うものとする。

(文書の保存)

第6条 運転適性検査依頼書及び運転適性検査手数料免除申請書は、交通部運転免許課において文書が完結した日の属する年の翌年から起算して5年間保存するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- (関係訓令の廃止)
- 2 運転適性検査に関する規程(昭和42年岡山県警察訓令第11号)は、廃止する。

附 則(平成18年3月17日警察訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成21年5月21日警察訓令第18号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月2日警察訓令第10号)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和2年3月31日警察訓令第16号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 3 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 25 日警察訓令第 45 号)

この訓令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 10 月 12 日警察訓令第 55 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 16 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

運転適性検査依頼書

[別紙参照]

様式第 2 号

運転適性検査手数料免除申請書

[別紙参照]